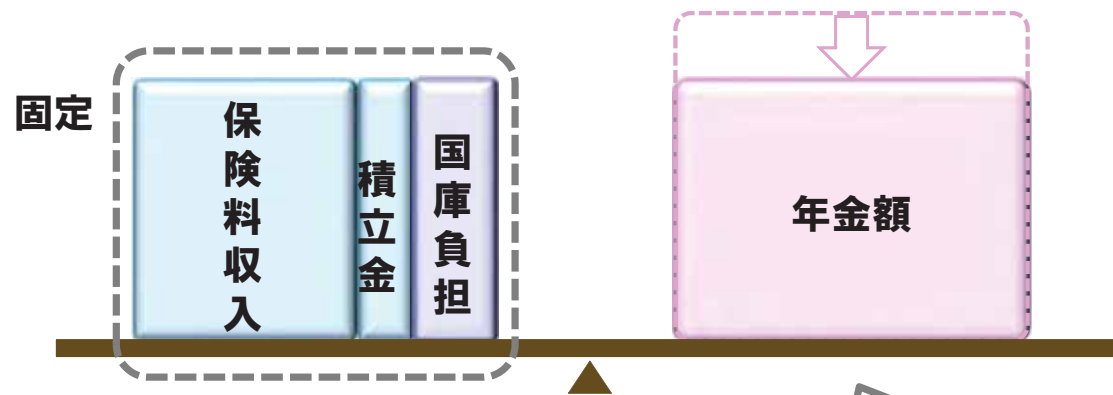


- 公的年金制度については、平成16年改正により、保険料の上限を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入しており、平成27年4月よりマクロ経済スライドが発動。したがって、年金の給付費は、将来にわたって対GDP比で概ね一定。
- 平成26年の財政検証結果や、社会保障審議会年金部会における議論の整理（平成27年1月21日）等を踏まえ、年金制度を支える経済社会の発展（特に労働参加の促進）へ寄与するとともに、それを通じて、年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準の確保等を図るという観点から、以下の事項について見直しを検討。

<平成16年改正後の財政フレーム>



少子高齢化が進行しても、財源の範囲内で給付費を賄えるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入。

<検討項目>

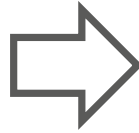
- ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進
- ・年金額の改定ルールの見直し
(1)物価>賃金の場合は賃金に合わせることを徹底
(2)マクロ経済スライドの見直し
- ・国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱い

短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)

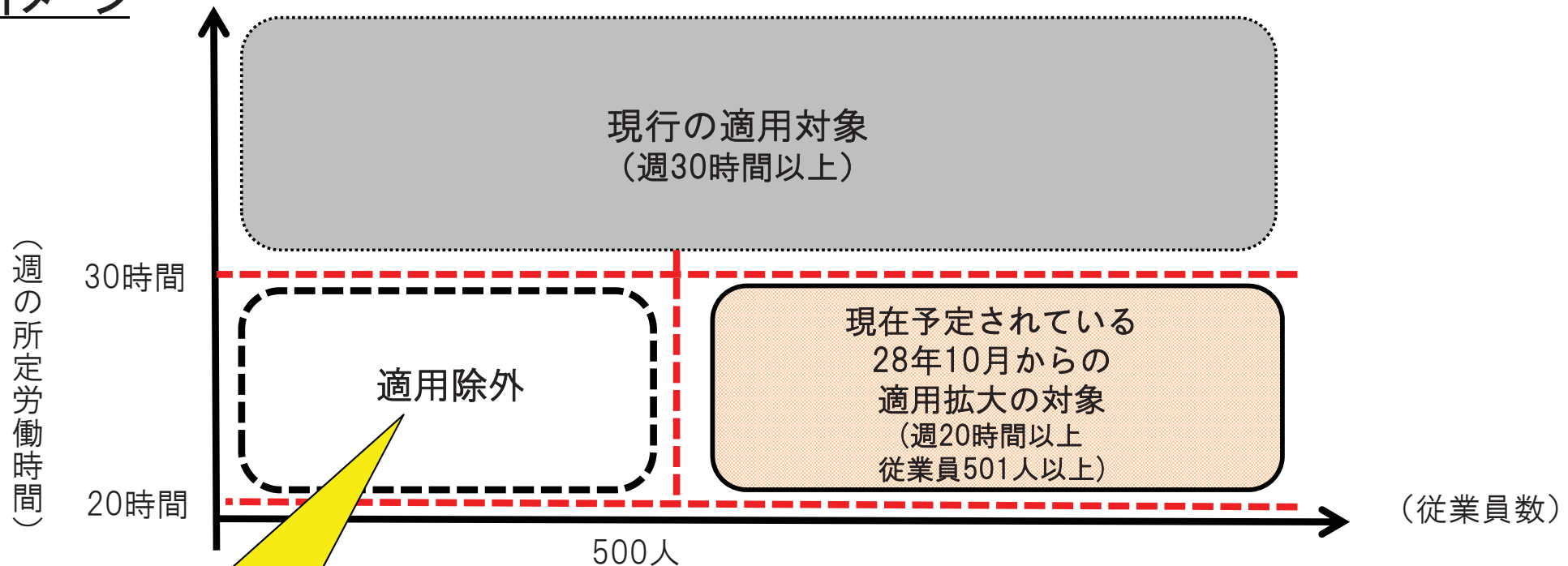
現行

○週30時間以上



- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員 501人以上の企業
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

イメージ



【「年金部会における議論の整理 (H27.1.21)」より】

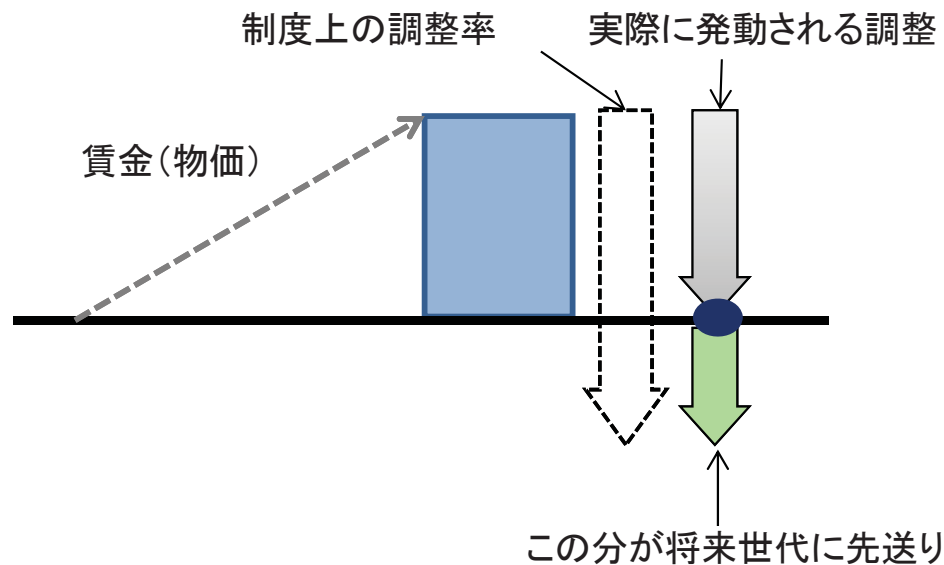
・平成28年10月施行の適用拡大の対象から外れるもの、特に企業規模要件を満たさない事業所について、労使の合意を前提として、任意で適用拡大できるようにすることが考えられるとの意見あり。（法改正の必要）

年金額改定ルールの見直し ～マクロ経済スライドの見直し～

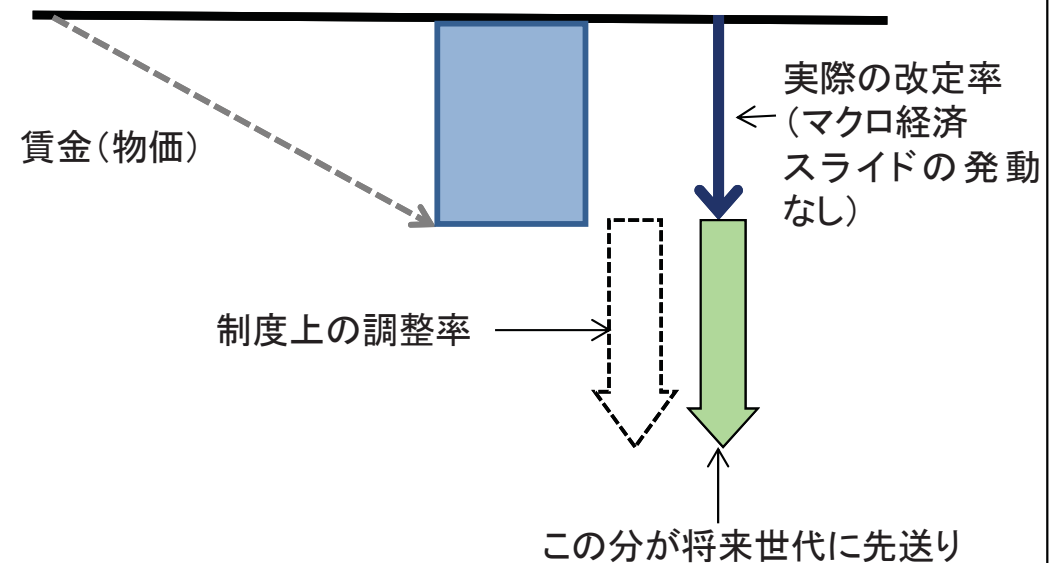
【「年金部会における議論の整理（H27.1.21）」より】

- 将来世代の給付水準を確保する観点からは、マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要となるという認識について、概ね共有。
- 調整幅は物価・賃金の伸びの範囲内にとどめる、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすべき、との意見がある一方、持続可能性が危ぶまれることで困るのは年金受給者であること、マクロ経済スライドの実施の徹底により影響を受ける年金受給者については他の低所得者向けの制度で対応し、年金制度はシンプルにすべきとの意見あり。

①賃金・物価の伸びが小さい場合 (年金額の改定なし)



②賃金・物価の伸びがマイナスの場合 (賃金・物価による年金額改定)



- 現行の仕組みでは ↓ 部分が数十年先の将来世代の年金給付水準の低下という形で先送りされる。
- 将来世代の給付水準の確保のためには、これを極力先送りしない制度上の工夫が重要。